マイ・ペイすリボ会員特約

第１条（総則）

株式会社七十七カード（以下「当社」という）に対し、本特約および七十七VISAカード＆七十七マスターカード会員規約（以下「会員規約」という）を承認のうえ、所定の方法で申込みをし、当社が適当と認めた方をマイ・ペイすリボ会員とします。また、当社が申込みを認めた日を契約成立日とします。

第２条（カード利用代金の支払区分）

１．本カード利用時の支払区分が１回払いまたはリボルビング払いの場合、会員規約第２９条にかかわらず、当該カードショッピング利用代金については、毎月の締切日（支払期日が１０日の場合には前月１５日、以下同じ）時点において、当該月の利用代金が、本条第２項に基づき本会員が指定した支払いコースの弁済金（元金定額コースを指定したときは、支払いコースを指定した際に指定した金額）の範囲内の場合は１回払い、当該弁済金（毎月支払額）を超えた場合はリボルビング払いとします。なお、マイ・ペイすリボ会員がカード利用の際に２回払い、ボーナス一括払い、分割払いを指定した場合は、当該利用代金の支払区分はカード利用の際に指定した支払区分となります。ただし、当社が指定する加盟店では、全て支払区分が１回払いとなる場合があります。

２．本カードの弁済金（毎月支払額）は、会員規約第３１条にかかわらず、下記のいずれかとします。なお、マイ・ペイすリボ会員が希望し当社が適当と認めた場合には、ボーナス支払月にボーナス増額弁済金を加算した額を支払う方法とすることができます。なお、マイ・ペイすリボ申込み時において、会員は支払いコースを元金定額コースと指定したとみなします。

（１）定率コースを指定した場合は、毎月の締切日時点におけるリボルビング払いの未決済残高に３％を乗じた額（１円未満切捨て。ただし、３千円に満たない場合は最低支払い元金を３千円または未決済残高のいずれか少ない金額とします）に、本条第４項に定める手数料を加算した額

（２）元金定額コースを指定した場合は、支払いコースを指定したときに指定した金額（５千円または１万円以上１万円単位。ゴールドカードおよびプラチナカードの場合は１万円以上１万円単位。ただし、締切日の残高が弁済金に満たないときはその金額とします）または当社が適当と認めた金額に本条第４項に定める手数料を加算した額

３．前項に定める弁済金（毎月支払額）は、当社が定める日までに当社所定の方法で本会員が希望し当社が適当と認めた場合は、弁済金（毎月支払額）を増額または減額できるものとします。

４．手数料額は下記の方法で算出するものとします。

（１）支払期日の前々月締切日翌日から前月締切日までの期間におけるリボルビング払いの未決済残高（付利単位１００円）に対し、当社所定の手数料率により年３６５日（閏年は年３６６日）で日割計算した金額を１ヶ月分として支払期日に後払いするものとします。

（２）新規の利用代金については、利用日から起算して最初に到来する締切日に対する支払期日までの期間は手数料計算の対象としません。

第３条（カード利用代金等の決済方法）

本カードの支払方法は、会員規約第１６条に定める決済口座からの口座振替等による支払方法とします。

第４条（支払方法の中止）
本特約に定める支払方法を取り止める場合は、当社の定める所定の方法で申出を行うものとします。

第５条（マイ・ペイすリボの設定）
マイ・ペイすリボの設定は、リボルビング払い利用枠の設定がある場合に有効とします。法令の定め、与信判断等により当社が必要と認めリボルビング払い利用枠の設定を取消した場合、または、会員の申出によりリボルビング払い利用枠を取消した場合は、マイ・ペイすリボの設定は取消す場合があります。

第６条（会員規約の適用）
本特約に定めのない事項については会員規約を適用するものとします。

＜お支払い例（定率コースおよび元金定額コース１万円の場合）＞
８月１６日～９月１５日までに５０，０００円ご利用の場合
◆初回（１０月１０日）お支払い（ご利用残高５０，０００円）
①お支払い元金
・定率コースの場合…３，０００円
・元金定額コースの場合…１０，０００円
②手数料（定率コース、元金定額コースとも）…ありません
③弁済金
・定率コースの場合…３，０００円
・元金定額コースの場合…１０，０００円
④お支払い後残高
・定率コースの場合…５０，０００円－３，０００円＝４７，０００円
・元金定額コースの場合…５０，０００円－１０，０００円＝４０，０００円
◆第２回（１１月１０日）お支払い
①手数料（１０月１１日～１０月１５日までの分）
・定率コースの場合…４７，０００円×１８．０％×５日÷３６５日＝１１５円
・元金定額コースの場合…４０，０００円×１８．０％×５日÷３６５日＝９８円
②お支払い元金
・定率コースの場合…３，０００円
・元金定額コースの場合…１０，０００円
③弁済金
・定率コースの場合…３，１１５円（①１１５円+②３，０００円）
・元金定額コースの場合…１０，０９８円（①９８円+②１０，０００円）
④お支払い後残高
・定率コースの場合…４４，０００円（４７，０００円－３，０００円）
・元金定額コースの場合…３０，０００円（４０，０００円－１０，０００円）

（２０２６年１０月改定）